

〔平 14.10.22〕
〔基礎小 22-7〕

地 方 税 関 係 資 料

（ エ ネ ル ギ ー 関 係 諸 税 等 ）

目 次

・ 地方特定財源等の概要（平成14年度地方財政計画額）	1
・ （参考1）道路事業費に占める特定財源の状況（総務省試算値）	2
・ （参考2）道路の整備状況（平成12年4月1日現在）	2
・ 地方公共団体の環境保全対策	3
・ 環境基本法（平成5年法律第91号）（抄）	4
・ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（抄）	4
・ 我が国における温暖化対策税制について（中間報告）（抄）	5

地方特定財源等の概要（平成14年度地方財政計画額）

（単位：億円）

1 地方税

税 目 （※目的税）	課税対象	税 率	税収の用途	根拠法	税 収
軽油引取税※ （昭和31年創設）	軽油の引取り	32,100円／k l （本則税率：15,000円／k l）	都道府県及び指定市の道路財源	地方税法700、 700の50	11,851
自動車取得税※ （昭和43年創設）	自動車の取得	自家用 取得価格の5% （本則税率：3%） 営業用及び軽自動車 同3%	地方公共団体（7割市町村、3割都道府県及び指定市）の道路財源	地方税法699、 699の33	4,657

（注） このほか、入湯税等がある。

2 地方譲与税

税 目	譲与団体	譲与総額	譲与基準	平成14年度見込額
地方道路譲与税	都道府県、指定市及び市町村 （特別区含む。）	地方道路税収入額の全額	都道府県及び指定市 43／100 一般国道及び都道府県道の延長及び面積 市町村 57／100 市町村道の延長及び面積	3,023
石油ガス譲与税	都道府県及び指定市	石油ガス税収入額の1／2	一般国道及び都道府県道の延長及び面積	140
自動車重量譲与税	市町村 （特別区含む。）	自動車重量税収入額の1／4	市町村道の延長及び面積	2,798
航空機燃料譲与税	空港関係都道府県及び空港関係市町村 （特別区含む。）	航空機燃料税収入額の2／13	市町村 4／5 1／3 着陸料収入額により譲与 2／3 騒音が著しい地区内の世帯数により譲与 都道府県 1／5 市町村の譲与基準により算定した額	166

(参考1) 道路事業費に占める特定財源の状況(総務省試算値)

(単位:億円, %)

区分		年度(平成)	13年度	14年度
国費分	事業費	A	29,922	27,622
	特定財源計	B	22,265	22,251
	自動車重量税	C	6,752	4,473
	特定財源比率	(B+C)/A	97.0	96.7
地方費分	事業費	D	70,298	65,701
	特定財源計	E	22,255	21,484
	地方道路整備臨時交付金	F	7,155	7,102
	特定財源比率	E/D	31.7	32.7
	特定財源比率	(E+F)/D	41.8	43.5

(注)国費分 1. 事業費及び特定財源については予算額によった。

2. 「自動車重量税C」は平成13年度は国分の8割相当額、平成14年度は自動車重量税の国分の8割相当額から道路整備に充てられない2,247億円を引いた額である。

地方費分 1. 事業費及び特定財源については地方財政計画額によった。

2. 事業費には臨時地方道路整備事業費を含む。

(参考2) 道路の整備状況(平成12年4月1日現在)

(単位:km, %)

区分	改良		
	実延長 A	改良済延長 B	改良率 B/A
一般国道	53,777	47,976	89.2
都道府県道	128,182	81,014	63.2
市町村道	977,764	501,920	51.3
地方道計	1,105,946	582,934	52.7
合計	1,159,723	630,909	54.4

(注)1. 「道路統計年報(国土交通省道路局)」による。

2. 単位未満四捨五入により合計と内訳が一致しない箇所がある。

地方公共団体の環境保全対策

地方公共団体の環境保全対策（平成13年度環境白書より）

地方公共団体においては、環境保全に関連した条例等の下、

- ・地球温暖化
- ・健全な水循環
- ・循環型社会
- ・化学物質
- ・環境への負荷の少ない交通
- ・生物多様性

等の分野において、地域の特性に応じたさまざまな施策を実施

◎都道府県・政令指定都市における環境基本条例、環境総合計画制定状況 （平成13年3月末現在）

環境基本条例制定状況(既制定数)		環境総合計画策定状況(既制定数)	
都道府県	政令指定都市	都道府県	政令指定都市
46	12	47	12

◎市町村の環境保全関連条例制定状況（平成13年3月末現在）

総合的な環境条例 制定市町村数	公害防止条例 制定市町村数	自然環境保全条例 制定市町村数
538	664	336

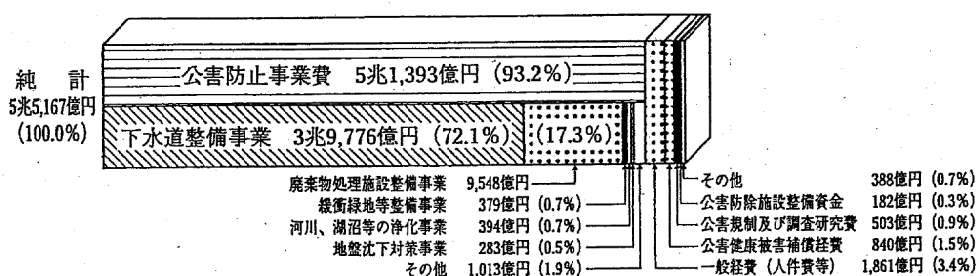
◎環境影響評価に係る条例の制定状況（平成14年3月末現在）

都道府県	政令指定都市
47	12

（参考）

地方の環境保全対策経費の状況（平成12年度決算額、地方財政の状況（平成14年3月）より）

5兆5,167億円（都道府県1兆930億円、市町村4兆4,238億円）



※ うち、国庫支出金を除く決算額

4兆251億円（都道府県7,170億円、市町村3兆3,081億円）

環境基本法(平成5年法律第91号)(抄)

第7節 地方公共団体の施策

第36条 地方公共団体は、第5節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。この場合において、都道府県は、主として、広域にわたる施策の実施及び市町村が行う施策の総合調整を行うものとする。

(参 考)

第5節 国が講ずる環境の保全のための施策等

- 第19条 (国の施策の策定等に当たっての配慮)
- 第20条 (環境影響評価の推進)
- 第21条 (環境の保全上の支障を防止するための規制)
- 第22条 (環境の保全上の支障を防止するための経済的措置)
- 第23条 (環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)
- 第24条 (環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)
- 第25条 (環境の保全に関する教育、学習等)
- 第26条 (民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)
- 第27条 (情報の提供)
- 第28条 (調査の実施)
- 第29条 (監視等の体制の整備)
- 第30条 (科学技術の振興)
- 第31条 (公害に係る紛争の処理及び被害の救済)

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)(抄)

第4条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。

- 2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

我が国における温暖化対策税制について（中間報告）（抄） （平成 14 年 6 月）

中 央 環 境 審 議 会
総合政策・地球環境合同部会
地球温暖化対策税制専門委員会

1 取り進め方について

(1) 基本的な考え方

（略）

(2) 第 1 ステップの対応

（中略）

- (a) 道路特定財源等（揮発油税、地方道路税、軽油引取税等）に関しては、その使途のグリーン化を進め、温暖化対策に資する予算を拡充することが考えられる。

（中略）

- (b) また、同じく化石燃料・エネルギーへの課税である石油税、電源開発促進税のようなその他の特定財源等においても、従来の支出状況等にかんがみ、より一層使途のグリーン化を進め、温暖化対策に資する予算を拡充することが考えられる。

（中略）

- (c) なお、併せて、税収を温暖化対策に充当する際には、地方公共団体が実施する対策に充てることも十分考慮すべきである。

（中略）

(3) 第 2 ステップ以降の対応

地球温暖化対策推進大綱に基づき、2004 年に実施される対策の進捗状況の評価等において必要とされた場合には、第 2 ステップ（2005 年—2007 年）以降早期に、CO₂ 排出削減を主目的とした温暖化対策税を導入すべきである。

（中略）

特に重要な点は、第 2 ステップ以降に温暖化対策税を導入する場合には、前述の温暖化対策のための税制優遇措置を含む減税と併せて、税制改革全体の中で検討することである。

その際、第 2 ステップ以降に導入する温暖化対策税の税収の使途についても、温暖化対策の実施における国と地方公共団体の関係に十分配慮して検討すべきである。京都議定書の目標達成には、国、地方公共団体等のすべての主体がそれぞれの役割に応じた総力を挙げて取り組むことが不可欠であり、地方公共団体は、地域の自然的・社会的条件に応じ、例えば、温室効果ガスの排出抑制に資する都市整備や、植林、里山林の整備、国土緑化運動の推進及び都市緑化等の CO₂ 吸収源の保全及び強化に資する対策を講ずるとともに、地球温暖化対策に対する普及啓発などにより、地域ぐるみの取組を推進していくことが考えられる。

（以下略）